

閱覽用

令和3年5月20日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月20日(木) 午後2時01分から午後2時54分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	13番 安齋 栄
14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志	16番 三浦 喜周
17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治	19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 佐藤 一男	<del>21番 佐久間 敏</del>	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

## 農地利用最適化推進委員

21番 佐久間敏委員

### 5 遅参委員

なし

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第29号 現況確認証明申請について

第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第5回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中18名、推進委員19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、21番佐久間敏委員より欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、15番佐藤孝志委員、16番三浦喜周委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、議案第29号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第29号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX番、登記地目・畑、現況地目・原野、面積556平方メートル、非農地の事由・長年耕作していない状態が続いており荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（根本信康）委員 7番、根本です。議案29号の1の現況確認証明についての現地調査についてご説明いたします。

4月27日、現地調査を事務局の局長、増田君、あと馬場委員、泉推進委員と私とで確認してまいりました。現地は篠竹で荒廃している状態で、もうすでに原野化していました。判断といたしましては、現況は原野ということで判断いたしました。以上です。よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第29号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第29号、番号1については、原案のとおり決定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年5月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人は農業経営を継承するため、譲渡人より農業

経営の移譲を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書 6 ページをご覧ください。

番号 4 から番号 5 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 6 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号 7 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 8 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

26 番（安齋浩一）委員 26 番、安齋です。議案第 30 号 1 番および 2 番について、調査内容の報告をいたします。

5 月 13 日、譲渡人である [ ] さんおよび [ ] さん、あと譲受人である [ ] さんに電話にて申請に間違いがないかどうかの確認を行いました。5 月 16 日午後 2 時より齋藤弘美農業委員とともに現地調査を行い、事務局説明どおりで特に問題がないため許可相当と判断いたしました。皆様のご審

議よろしくお願ひいたします。以上です。

33番（泉 佳男）委員 33番、泉です。議案第30号3番について調査の結果を報告いたします。

去る5月15日夕方5時頃、■■■■さん宅に根本信康委員とともにお伺いし、■■■さんはお休み中でしたが、お嫁さんの■■■さんがいらっしやいまして話を伺いました。事務局説明のとおりでありました。あと■■■さんというのはお孫さんで、去る3月、■■■さんの息子さんが突然庭坂で倒れまして、そのまんま帰らぬ人となつてしまい、■■■さんは高齢でもありまして、同居しているお孫さんの■■■さんに経営移譲するということで間違いないということであります。許可適當と思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

22番（武藤健之）委員 議案第30号番号4、5について調査の内容を報告いたします。

5月16日午後、現地にて譲受人の■■■さんから私と三浦委員で聞き取り調査を行いました。また、譲渡人の■■■さんと■■■さんからは、電話にて内容については間違いないとの報告を受けました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題ないため許可適當と思われまゝるので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

36番（渡邊 久）委員 36番、渡邊です。議案第30号番号6について調査結果を報告いたします。

譲渡人の■■■さんとは5月の14日、電話にて調査をいたしました。内容は



無償移転ということで間違いはないということでありました。また、譲受人の  
さんとは5月の15日、現地にて確認をいたしました。内容は事務局説明ど  
おりでありまして何ら問題ないかと思われませんが、皆様方のご審議よろしくお  
願いします。以上です

28番（石川重彦）委員 議案第30号番号7について調査の内容をご報告  
いたします。

去る5月15日、譲渡人のさん、譲受人のさんと農業委員・  
武藤栄利さん、私と4人で現地において調査をいたしました。内容は事務局説  
明のとおりであります。何ら問題ないと思われまして。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。以上です

25番（菅野正寿）委員 25番、菅野です。議案30号の8番について調  
査結果報告いたします。

去る5月16日午前9時より、武藤一夫農業委員とともに現地にて、譲渡人  
のさんの奥さんのさん、それから譲受人のさんの立会  
いで現地にて確認いたしました。さんとさんは親戚関係にあり、  
さんは9年前に二本松市内に移住したため遊休農地であったということから、  
さんが無償で譲り受けるということで規模拡大するということです。問題  
無くそういうふうに判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、駐車場需要のある申請地に、貸駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、農作業受託の増加により農業用倉庫が必要になったため、申請地に計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、農業用施設の用に供するために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号3、事後申請になります。昭和56年頃から利用していた農業用倉庫及び平成2年頃から利用していた物置、進入路、平成15年頃から利用していた駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、事後申請になります。平成28年より利用していた駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可できると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案31号番号1について調査内容を報告いたします。

去る5月17日午後4時より現地にて行政書士の■■■■さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。申請人の■■■■さんからは電話にて確認し、内容に間違いないと報告を受けました。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。議案第31号の2番につきまして調査内容をご報告いたします。

5月16日午前中、申請人の■■■■さん、あと推進委員の平さんと私で現地にて調査をいたしました。転用申請理由につきましては、只今事務局説明とおりでありまして、何ら問題なく許可適当と思われまますので皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

29番（遠藤伝栄）委員 29番、遠藤伝栄でございます。よろしくお願いたします。

議案第31号の番号3について調査内容をご報告いたします。5月16日、朝6時15分に、農業委員の佐藤信喜智さんと私と■■■■さん宅を訪問いたしました。現地で話をお伺いたしました。転用理由等につきましては事務局の説明のとおりでございますが、昨年、父親が亡くなりまして、それから相続手続きということでやっておったんですが、本人は違反転用だったことを全く

知らなかったということで、全部整理しなければならないということで、今回申請しましたので何とかお願いしたいということでございます。なお、顛末書も出ております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

18番（菅野保治）委員 18番、菅野です。議案第31号番号4について調査内容を報告します。

16日の昼の12時30分より、佐藤推進委員、また申請人の[REDACTED]さんと現地において話を伺いました。事務局説明とおりであり、また、顛末書も出ており、致し方無いのかなと判断いたしましたが、皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和3年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、借受人は現在集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、譲受人は林業を営んでいますが、事業で利用する材木の保管場所が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。平成57年より利用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができますと判断されるものであります。

番号4、借受人は現在実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、事業の拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、農作物の販路拡大のため、申請地に自動販売機の設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号7、二本松市へ居住を希望する方への宅地需要に応えるため、申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断され

るものであります。

番号 8、安達駅に近く、居住環境として適している申請地に宅地分譲を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

議案書 14 ページをご覧ください。

番号 9、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号 10、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 11、一時転用になります。県発注の道路橋りょう整備工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 12、譲受人は現在実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になっ



たため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案32号番号1について調査内容を報告します。

5月16日午前9時30分より、推進委員、大石忠雄さんとともに譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。2人は親子関係にて、現地は純農村地でありまして、隣接の耕作また支障および影響は無く、生活排水も既存の排水路に流します。調査の結果、特に問題が無いため許可相当と考えます。なお、この案件は1月の農業委員会にて、二本松農業地域振興整備計画変更除外について許可されております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

7番（根本信康）委員 7番、根本です。議案第32号の2について聞き取り調査のご説明をいたします。

■■■■さんにつきましては、当日ちょっとお会いせず、電話でお話するようになり確認しました。5月16日です。■■■■の方は■■■■さんの息子さん

の■■■■さんの方からお話することができました。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。許可適切かと思えます。以上です。

6番（齋藤弘美）委員 議案第32号番号3について調査内容をご報告いたします。

5月14日に譲渡人・■■■■さんと譲受人・■■■■さんから内容を聞き取り、5月16日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。違反状態のまま通路を使用していたということで顛末書が提出されています。調査の結果、他に通路が無いので、今回はやむを得ず許可をすると判断しましたので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。議案第32号の番号4と5について調査内容をご報告いたします。

まず4番につきまして、貸付人・借受人はそれぞれ親子関係にありまして、16日の午前中、平推進委員と息子さんに立ち合いをいただきまして現地にて内容を確認してまいりました。転用理由につきましては、ただいま事務局説明とおりでありまして、何ら問題もなく許可適切と思われるので皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして番号5につきまして、貸付人の■■■■さん並びに借受人の■■■■さんと私とあと大平の松本推進委員の4人で現地にて現地確認並びに内容を確認してまいりました。転用理由につきましては、事務局説明とおりでありまして、

何ら問題もなく許可適当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

13番（安齋 栄）委員 13番、安齋です。議案第32号番号6、7、8について調査内容を報告いたします。

まず番号6について、去る15日午後、譲受人の[ ]株式会社の会長・[ ]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりで、いちごの自動販売機を設置するということでした。譲渡人の[ ]氏は当日都合が悪く、電話での確認になり申請に間違いのないということです。何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

次に番号7について、同じく15日午後、譲受人の[ ]株式会社の担当者、[ ]の[ ]氏、譲渡人の[ ]氏から遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。[ ]氏は当日都合が悪く、電話確認になりました。申請に間違いのないということです。何ら問題なく許可適当と判断いたしました。先ほど事務局の説明で、汚水は無いというふうに聞いたんですけど、公共下水に流すということで問題ないと思います。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

続きまして番号8について、調査内容を報告いたします。同じく15日の午後、譲受人の株式会社[ ]、代表取締役の[ ]氏、譲渡人の[ ]さんの娘さん、ちょっと名前まで聞かなかったんですけど、[ ]さんは施設

に入所中ということでございます。あと■■■■さん、■■■■さんから遊佐一夫推進委員とともに聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりですが、こちら汚水無しということでしたが、こちらは浄化槽を造って排水にするということでございました。用水、排水とも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 15番、佐藤でございます。議案第32号番号9について現地調査内容の結果をご報告いたします。

14日の4時に譲受人の■■■■さん宅にお伺いして都合をお聞きし、また、その後、同じく14日夜7時に■■■■さん宅にお伺いして都合を聞いたところ、翌日15日の8時ならいいですということで、15日の午前8時に大内信一推進委員とともに現地に伺いまして、そこで譲渡人の■■■■さん、それから譲受人の■■■■さんは仕事で不在でしたので奥様に立ち会っていただき、議案書を確認していただき、また現地の確認をいたしました。何ら問題はなかったです。内容については事務局発表のとおりでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第32号の10番について調査結果を説明いたします。

6月16日朝6時に現地にて■■■■さんと遠藤伝栄推進委員と私と3人で現地にて調査いたしました。■■■■さんは忘れてたということで、後で電話で確認して間違いないということでございました。それから■■■■さんは、

17日に電話で確認して、内容に間違いがないということでございました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

11番（武藤栄利）委員 11番、武藤です。議案第32号番号11について調査の内容をご報告いたします。

5月15日現地にて石川推進委員と私とで借受人であります■■■■、■■■■様、■■■■様の立ち合いのもとお話を伺いました。なお、貸付人の■■■さんは、都合が当日悪くなりまして、前日自宅に伺いお話をお聞きしました。ただいま事務局説明どおりであり許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

25番（菅野正寿）委員 25番、菅野です。議案第32号の12番について調査内容を報告いたします。

去る5月16日午前9時より、武藤一夫農業委員とともに現地にて、譲渡人の■■■■さんの奥さんの■■■■さん、それから譲受人の■■■■さん立ち合いのもと確認いたしました。先ほどの3条案件の■■■■さんの息子さんが■■■■さんですが、■■■■さんとは親戚関係にもあり、耕作していなかった農地に若い後継者が住宅を建てて地元に残るということで、許可相当であるというふうに判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりましたが、先ほど説明がありましたとおり、番号7番は公共下水の方に導入するということと、番号8番については浄化槽というふうに処理されるそうでございますので、付

け加えていただきたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 事務局。

事務局 安齋栄委員から議案報告がありまして、会長からありましたとおり、公共下水道あと浄化槽設置の部分で補足していただきました。議案説明の補足ということで発言させていただきますが、宅地分譲の計画自体では汚水は発生しません。実際、当然建物を建てる際には建築確認申請をして、汚水の処理方法について、建築確認申請の許可を得て汚水をつなぎますので、下水なり浄化槽の設置というのが必要になってくるわけなんです、農地転用申請にある事業自体では、宅地の分譲、平場をつくる、宅地を造るという申請でございますので、議案説明では汚水発生はございませんということでご報告させていただきました。補足説明ということで、発言させていただきます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 私から質問します。要するに、工事中は汚水は無しで、住宅が出来上がった時は別問題であるということでよろしいですか。

事務局 今、会長からありましたとおり、農地転用の許可をする事業自体については汚水の発生をしないということで、宅地造成事業の中で発生する部分については、公共下水道でありますとか合併浄化槽が設置をされるわけではございませんでしたので、汚水の発生は無しという事で報告させていただきました。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 只今、事務局から補足ありましたとおり、ご理解い

ただければと思います。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第32号、番号1から番号12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第32号、番号1から番号12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書24ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区24筆73, 572平方メートル、安達地区11筆17, 285平方メートル、岩代地区4筆3, 196平方メートル、合計39筆94, 053平方メートルの計画内容でございます。

なお、新規設定は議案書16ページの番号2番、番号3番、議案書17ページから18ページの番号5番、議案書18ページの番号7番、番号8番、議案書20ページの番号11番、議案書22ページの番号14番、番号15番、番号16番の計9件となります。

また、番号14番、番号15番、番号16番の3件については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から16の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。



(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号、番号1から番号16について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第33号、番号1から番号16については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午後2時54分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年5月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 孝志

署 名 委 員 三浦 喜周

